

公拡法による土地の先買い制度における届出・申出 主要要件一覧

対象	規模	届出の要・不要 (第4条第1項)	届出の可・不可 (第5条第1項)
①都市計画施設の区域内の土地	100 m <sup>2</sup> 未満	不要	不可
	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	不要	可※
	200 m <sup>2</sup> 以上	要	可
②都市計画区域内に所在する土地で、道路・都市公園・河川等の予定地	100 m <sup>2</sup> 未満	不要	不可
	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	不要	可※
	200 m <sup>2</sup> 以上	要	可
③都市計画区域内に所在する土地で、上記①、②以外の土地	100 m <sup>2</sup> 未満	不要	不可
	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	不要	可※
	200 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	不要	可
	10,000 m <sup>2</sup> 以上	要	可

※浅口市では、「公拡法の拡大の推進に関する法律施行令第4条のただし書きの規模を定める規則」により、100 m<sup>2</sup>以上としています。